

十組問屋史料

(9)

林 玲子

「十組問屋史料」と題する江戸十組問屋仲間史料紹介は、これまで本論集第2巻第1号、第2巻第2号、第3号、第3巻第2号の4回にわたる「万記録」（東京大学経済学部所蔵）、第3巻第4号、第4巻第1号、第2号、第5巻第2号の4回にわたる「十組仲間控」（大丸文庫所蔵）によって年代的には明暦から安永期まで下ってきた。これ以降、とくに寛政期からは幕府の経済政策との関連もあって、問屋仲間史料はかなり豊富となってくる。しかし、その豊富さの反面、「万記録」や「十組仲間控」のように、十組全体の動きを年代を追ってまとめたような記録はかえって求めにくくなり、個々の仲間記録や、特定の問題をめぐっての文書類が多く、どれを取り上げるかについて迷わざるをえない。

それらのなかで、以前「十組問屋史料」(5)であげておいた大丸文庫所蔵の下村家文書のなかの、「呉服十仲ヶ間」と題された史料を今号から数回にわたって紹介してみたい。この史料は、主として呉服問屋仲間の動向に関する記録を、大丸屋という個別経営の立場から集録したにもかかわらず、十組問屋全体に関するものも同時に含んでおり、年代的には「十組仲間控」に接続し、文化期の菱垣廻船積問屋仲間成立直前に至るものであって、とくに寛政改革期に多くの筆がさかれている。

「呉服十仲ヶ間」には、「從天明五歳寛政二歳迄」と表紙に記したものと、「寛政歳中より文化四歳迄」と記したものとの2冊が大丸文庫中にあり、そのいずれにも「五冊ノ内」と註してあるので、同種類のものが最初は5冊あったものと思われる。ただし、この5冊が編年史として整理されたものとはいいがたいようで、「從天明五歳寛政二歳迄」と表紙にありながら、その最初には文化3年の文書が記されているし、2冊に重複して収められている文書もかなりある。さらに「十組問屋史料」(6)で述べたように、明らかに宝暦期と推定しうる文書も3点収められているのであって、大丸屋に遺された仲間記録を目につくまま集録したもの

ようである。

この時点の大丸屋（京都では大文字屋）は、京都に本店、西陣物仕入店、染物店などをおき、江戸・大阪・尾州にそれぞれ出店をかまえ、傘下13店に及ぶ有数の大呉服問屋であった。当時、江戸の有力呉服問屋は高級織物の生産地であると同時に、諸国織物の集荷地である京都に本店・仕入店をかまえるものが多く、大丸屋もその例にそむかなかったのである。出店のなかでは江戸店がもっとも規模が大きく、仲間を通じて権力と接触することも多かったので、江戸と京都との間にはひんぱんに書状が往復し、権力がわや仲間の動向を互いに知らせあつたのである。それと同時に、江戸に出店を持つ京都の呉服問屋は、江戸とは別個に仲間を形成していたので、京都・江戸の両呉服問屋仲間の間でやはり連絡がとられていた。なお、有力呉服問屋は、呉服以外に木綿・小間物などの株を兼併するもの多かったし、大丸屋自体も呉服・木綿・真綿・繰綿などの問屋株を持っていた。そのため、「呉服十仲ヶ間」には呉服以外の問屋仲間の動向に関する記録も含まれているのである。

以下、まず史料原文をあげ、収録された文書ごとに番号を付し、その番号を追って適宜解説をほどこしたいと思う。

從天明五歳寛政二歳迄

呉服十仲ヶ間 五冊ノ内

(1) 乍恐以書付奉願上候

一十組諸問屋大行事惣行司酒店行事奉申上候

一飛脚屋共道中賃銀直段増之儀、御公儀様え

御願申上候由ニ付、去ル子年十一月於喜多村御役所、私共差支之儀無之哉委細申上候様被仰渡難有奉畏候、其砌組々より賃銀相増候ては甚難儀仕候段度々奉願上候處、其後別段ニ被仰渡無御座候へとも、御聞済被成下候様奉存、難有仕合奉存候、然ル處又々此度仕法帳板行ニ仕、御公儀様え御願申上候由を申、右帳面壹冊家別ニ相配、當七月益後より右帳面直段附

之通賃銀相払申候様，自分勝手のみ申甚難儀仕候，且又先達て喜多村御役所ニテ御糺之砌，私共差支之趣を以段々御願申上候処，此度は飛脚屋共自分勝手ニ帳面相配り候段，何共難心得儀奉存候，乍恐私共商壳躰之儀は，東国筋は奥州羽州其外所々之産物并上方筋之儀は京大坂堺所々之産物，舟或は飛脚等ニテ御当所え取寄，無差支手広ニ取捌致來り，古来より飛脚屋賃銀之儀は，銘々相対を以相払來り候処，飛脚屋共今般新ニ賃銀格外ニ相増候ては，元直段高直ニ相当り可申候，壳捌方差支ニ相成候ては難儀至極仕候，勿論是迄道中筋其駅々え，御公儀様より駄賃割増被仰付候節，飛脚屋共其趣を以賃銀割増相願候故，承知致遣シ候儀ニ御座候，古来より私共荷物書状賃銀之儀は，金割合を以相究置候ニ付，當時錢相庭下直ニ相成，宿々駄賃は錢ニテ相払候故，飛脚屋共渡世致能罷成，難儀之筋は無御座候様乍恐奉存候，且又御上より御慈悲を以，私共差支之有無先達て御尋被仰付候ニ付，賃銀相増候ては難儀仕候段御願申上置候処，此度飛脚屋共申通其儘致置候ては，乍恐御上え對恐多御儀奉存候，隨ては前書申上通り元直段高直ニ相当り，私共壳捌方差支ニ相成難儀至極仕候ニ付，無是悲御訴訟奉申上候，何卒御慈悲を以古来より仕来候通り，飛脚屋共承知仕候様被仰付被下置候ハヽ重々難有仕合ニ奉存候，則飛脚屋共差出候仕法帳毫冊乍恐奉入御覽候，以上

文化三年寅七月

大行事 弐人

惣行事 弐人

酒屋 弐人

其外銘々名前

(2) 乍憚奉願口上書

一私共儀，御店様方御影を以仲ケ間中一統渡世相続仕，難有仕合ニ奉存候，然ル處此度小紋紺屋衆より，大形中形小中形不依何色指入不申分は，私共仲ケ間差留メ之儀御願被申上，則御公儀様より右之趣御尋御座候ニ付，私共仲ケ間取メ之義宝暦六年子六月御願申上候節，中形と申義小紋紺屋衆より差構ニ相成候旨御願申上候ニ付，右中形と申名目ハ相止メ，^(アマ)砂室上代染紺屋と名目相替候儀は私共差支之筋無之候得共，職筋之義は私共仕来之通相続仕度旨申上候ニ付，御赦免被成下候，尤是迄中形其外一切白上り物は，仕来之義故私共仲ケ間ニテ渡世仕候処，此度小紋紺屋衆より，右之類迄も差支之趣申立，差留メ之儀御願申上候義は，中形と申儀相止メ候と申文言之処，小

紋紺屋より彼是被申立，差構之義御願イ被申上，迷惑仕候ニ付下ニテ色々ト和談仕候得共調兼，私共仲ケ間難相立様ニ相成候ニ付，此上御店様方ニハ是迄仕来之義御存知之義ニ御座候得は，何卒私共仲ケ間御取立と思召被下，是迄仕来之義ニ御座候へは，中形其外一切白上ケとも私共仲ケ間ニテ渡世不致候ては，御店様方差支之筋も在之候旨，小紋紺屋衆中え御声被為掛被下候ハヽ，自然と小紋紺屋衆中得心も被致可申と奉存候ニ付，右之趣御承知被下，小紋紺屋仲ケ間え被仰聞被下候様奉願上候，此度小紋紺屋より御願被申上候義は，去秋小紋紺屋より時節悪敷候ニ付，御店様方へ直増之義御願申上度候間，私共仲ケ間ニモ右同様御願申候様對談有之候得共，世上一統之不景氣之時節ニ御座候へは，御得意方え直増御願申上候義ハ不承知之旨申立候ニ付，右等之儀を意恨ニ存，此度御願被申上候義ニても可有之哉と奉存候ニ付，小紋紺屋衆中より御願被申上候義相立候得は，私共仲ケ間必至と相続も出来不仕，銘々家業断絶之基と相成候得は，御取立と思召被下，右之趣御聞届被成下候様奉願上候，此段御承知被下候得は是迄之通り仲ケ間相続仕，御恩之程いつ迄も忘却不仕候間，偏ニ此段御聞届被成下候様奉願上候，前書之通り小紋紺屋より御願被申上候義相立申候得は，私共は勿論下職手間方ニ至迄大勢の者共迄必至と及渴命，如何斗歎ケ敷奉存候間，幾重ニモ右之趣御聞届被成下候様奉願上候，以上

紗室上代更紗紺屋惣代

天明五年巳四月

菱屋七右衛門 ○

同年行事

菱屋喜右衛門 ○

同組行事

柏屋嘉助 ○

升屋弥右衛門 ○

帶屋源兵衛 ○

木屋九兵衛 ○

大文字屋伊兵衛 ○

菱屋久兵衛 ○

菱屋八兵衛 ○

菱屋太兵衛 ○

惣中

御十仲間

御衆中様

(3) 乍恐口上書

一私共儀，御店様御影を以家内之者共至迄渡世相続仕，如何斗難有奉存候，然ル處此度小紋紺屋衆中より，私共仲間ニ仕来り候中形小中形，惣躰白上り之分小紋紺屋より差留之儀御願被申上，御公儀様より右之趣御尋被成下候ニ付，往古より仕来り之儀ニ御座候得は，宝暦六子六月私共仲間取メ之義御願申上候節，中形ト申名目相止メ，紺室上代染紺屋と名附候様小紋紺屋より御願申上候ニ付，往古より仕来り之通りニ渡世仕候得共，名目相替り候儀は差支之筋無之旨申置候処，右中形と申文言之所申立

右中形と申文言之所申立

此義中形斗職分ニ被致候ハヽ，差留之儀ハ曾て御願不申上候，當時小紋類諸色被致候故，私共仲間は差支ニ相成候ニ付御願申上候得共，御公儀様へも名目之論ニテ職分之儀は及対談，双方差支無之様ニ可仕旨申上候，私共職分上下袴着尺羽織夏物紋付無地類，已來致申間敷旨書付被差上候故，内済之儀私共より御願申上候事ニ御座候所，只今ニても諸事小紋類無地迄上代紺屋方職分ニ専ラ被致候得ハヽ，所詮対談調兼可申候旨，不得止事奉存候段御賢察被成下候事

此度小紋紺屋より御願申上候ニ付，下ニテ和談仕度，色々と及対談候得共，何分和談調兼候ニ付，此上ハ御得意様方御憐愍ニテ御座候ハねハヽ，私共仲間難相立候様ニ相成候ニ付，是迄仕来り之儀ハ御得意様方御存知之儀ニ御座候得は，私共仲間是迄仕来之通り其外一切白上り共不致候ては，御得意様方差支之旨此儀其外一切白上り共不致候ては，御得意様方之差支之旨

此儀其外一切白上り共不致候ては御得意様方之差支之旨と被申上候義，乍憚不得其意歎敷奉存候事小紋紺屋衆中え被仰聞被下候ハヽ，自然ニ和談も可仕と奉存候間，何卒右之趣御聞届被下，小紋紺屋衆中え御声被為懸被下候ハヽ，如何斗難有奉存候，此度小紋紺屋より被申立候儀相立申候得は，私共ハ勿論下職手間方等ニ至迄大勢之者共及渴命ニ歎敷奉存候間

右及渴命歎敷奉存候間

此儀職分差留ハ不申儀を，右之段被申上甚歎敷奉存候，近年私共上代紺屋方え被雇參り候，此儀私共仲間ニ手間代よりハ下直ニ御座候得共，私共仲間隙ニ御座候故，無是非下直成方ニても被雇申候承知仕候，乍憚御勘考被成下候事

右之趣御聞届被成下，小紋紺屋衆中え御声被為掛被

下侯様ニ奉願上候，以上

巳四月

何屋 誰

何店

御染方御役人様

(4) 乍憚口上書

御店様方御厚恩を請，私共儀數年来渡世相続仕來り難有奉存候処，紺室上代更紺屋仲ケ間より右等之儀被申上候ニ付，私共仲ケ間之者共我意を申募り候様ニ御聞取被下候ては，後々迄も思召入之程も恐入，歎敷奉存候故，不得止事御尋も無御座趣意を申上候段，真平御高免被成下，何卒右之趣共被聞召分，無御捨置宜歎敷御沙汰被成下，内済之儀御取計被下候ハヽ，私共仲ケ間一統ニ難有可奉存候，以上

紺屋仲ケ間年行事

天明五年巳

玉屋権兵衛

四月廿八日

山形屋甚助

十仲間御行事

三井御店御名代

善三郎様

下村御店御名代

六郎兵衛様

(5) 小紋紺屋取為替之一札之写

一札

一宝暦六子年其方御仲間御取メ之節，此方仲間被召出御尋被成下候ニ付，中形と申名目ニテは後々差障リニ相成候趣御返答奉申上候故，紺室上代染屋と申名目ニテ渡世相続被成候得共，多人数之儀取メ不行届，安永二巳年紺室上代更紺屋ト名目被相改，弥取メ御願被成候処，近來心得違之仁も有之，此方仲間より度々及対談ニ候得共等閑ニ被成候故，当二月十九日御願申上候ニ付，双方共追々被召出御吟味之上，既ニ御裁許可被仰付候処，内済之儀御願申上，双方得心之上定目相立，両仲ケ間指支無之渡世相続仕，自今両仲ケ間共定法相守，致和融互ニ意恨を不相含，銘々職筋大切ニ可仕候事

一大形中形小中形之儀は，此方仲ケ間之職分ニテ御座候得共，此度対談之上両仲ケ間ニテ相勧可申候事但シ次小紋御召形微塵形之分ハヽ，其方御仲間ニテ一切被成間敷候事

一紺室上代更紺屋染之儀は，其方御仲間第一之職分ニテ御座候へは，此方仲ケ間ニテは堅致間敷候事

但シ色さし入之分ハ何ニよらす，小紋たり共其御

仲間職分ニテ在之候、并ニ刷毛細工之類ハ此方仲間ニテ取扱仕間敷事
右之通相定置、其御仲間職分色さし入之新染数多有之候事故、以来此方仲間ニテ取扱致申間敷旨尚亦相改御公儀様え書附差上置相定候上は、定法相背申間敷候、万一右之職分手掛ケ候者見聞被成候ハヽ、商壳御差留可被成候、其節一言之儀申間敷候
右之通相違無御座候、為後日之為取替一札仍て如件
紺屋仲間
天明五巳四月
同
惣代四人
紺室上代更紺屋
年行事
惣代
(6) 紺室上代紺屋仲ケ間為取替一札之写

一札

一私共仲間取メ之儀宝曆六子年御願之節、紺室中形染屋と申名目ニテ奉願候処、其方御仲間被召出差支有無御尋之節、中形之儀は其方御仲間え後々指障り相成可申趣御返答被申上候ニ付、私共仲ケ間之儀は紺室上代染屋と申名目ニテ取メ御願申上候処、御糺之上御赦免被成下渡世仕候得共、仲間多人數故取メリ兼候ニ付、安永式巳年紺室上代更紺屋と名目相改、弥取メ御願申上候節、両仲ケ間内ニ心得違之者も有之候ニ付、自今心得違無之様、色さし入不申形附并夏物紋付無地類は其方御仲間職分、又小色さし入之分ハ此方仲ケ間職分と双方相談之上、銘々仲間之定法相立連印取之置候処、此度此方仲間之内心得違仕候者有之、其御仲間職分ニ紺敷儀仕候ニ付、度々行事御差越候得共、多人數之儀取メリ不行届等閑ニ相成候ニ付、当二月十九日其御仲間より御願被成驚入申候、右ニ付追々被召出御吟味之趣承知仕奉恐入候、右出入ニ付御利害被為仰聞候処、其御仲間ニハ可被及對談之旨被仰上候処、私共仲ケ間心得違仕不及對談、此段不行届ニ付内済之義段々御願申入候処、御聞届被下、則双方得心之上左之通り定目相立、両仲ケ間共指支無之渡世仕候様ニ御取計被下忝存候、然ル上は自今両仲ケ間共定法相守、致和融互ニ意恨不相含、銘々職筋大切ニ可仕候事
一大形中形小中形、地合何ニよらす小色指入不申形付之分ハ、其方御仲間之職分ニ御座候得共、當時私共仲ケ間職分無数ニ相成候ニ付、御對談申上両仲ケ間

ニテ相勤候様ニ被仰下忝存候、尤次小紋御召形微塵形は此方仲ケ間ニテは一統堅致申間敷、且又其方御仲間之新染一切致申間敷事
一南京染之儀は両仲間ニテ可仕候事
一小紋上下袴着尺羽織夏物無地類紋付無紋之類儀は、其方御仲間之職分第一ニ御座候処、是以心得違ニテ猥ニ職分ニ致候者有之、驚入早速為相止メ、則御公儀様え、以来此方仲間ニテ堅仕間敷之旨書付差上置候義相違無御座候間、以来共此方仲間ニテ紺敷義は一切仕間敷旨、仲間連印取置申候、自然渡世ニ至定法相背、右等之職分手懸ケ候もの有之候ハヽ、早速為相止可申候、万一相止不申候義見聞被成候ハヽ、商壳御差留可被成候、其節一言之儀申間敷候
右之通相違無御座候、為後日為取替一札仍て如件
紺室上代更紺屋
惣代
天明五年巳
年行事
惣中代
//
//
//
紺屋仲間
年行事
//
惣代
惣中

(7) 天明五年巳ノ四月廿六日

一砂室上代更紺屋仲ケ間より書付を以頼来候儀は、当二月十九日小紋紺屋仲ケ間より挨拶致呉候様頼來候願書之写別紙ニ有之通り、書付を以当年行事越八大正両家え同文言ニテ頼来候ニ付、早速翌廿七日神泉苑町桔伝方え仲間寄合、右之趣内談申候処、右染屋之儀は、十仲間ニおるて差て相抱り候義は無之候得共、銘々商壳筋ニ付ては両仲間共家別ニ出入有之ニ付、難打捨趣ニ付相談之上、同日小紋紺屋年行事玉屋権兵衛山形屋甚助兩人同席え相招キ、右之趣相尋候処、成程無拠筋合ニテ私共仲ケ間より当春以来御願イ申上、彼是と御吟味も被下候へ共未タ不相分、内済ニ可仕旨被仰付候へ共、砂室仲ケ間より等閑ニ致被置候ニ付、段々日延御願申上、当廿九日右御日当ニ御座候得共、未内済之筋も相見得不申、甚込り難義ニ罷有候、何卒御仲間様より御挨拶被下、内済仕候様一重ニ相頼趣被申候ニ付、左候ハヽ廿九日と

申ては日数無之，十仲ヶ間之内ニも今日不參又は他國被致候衆中も有之候故，急ニ御挨拶も出来不申，何れ連印を以廿日斗も日延御願被成候て，五月節句後惣寄合致シ，相談之上御挨拶も致見可申旨申候処，左候ハ、連印仕日延御願可申上候間，何卒宜敷挨拶致吳候様申置被罷帰候，依之五月朔日川端湊屋おるて十仲ヶ間惣寄合致，其節砂室上代紺屋仲ヶ間中行司惣代五人被參，彼是引合致，再當仲ヶ間中相談仕候処，小紋紺屋中え袴羽織ニて行司兩人參吳候様に惣中被申候，其趣意は，此度之爭論畢竟双方共続キ職之義ニテ，両職共に家別御立入之事ニ候へは，どちらとも御覇員ハ不申，乍併十仲ヶ間と申候ても僅拾式三軒之事ニ御座候，其余御当地ニテ右躰御商売被成候御方々，不依多少夥敷事ニ御座候，左候ハ、其十仲間より御挨拶申候共，諸向へ御立入之衆中迄ハ逆も行届キ申間敷候，勿論得意方ニも少分之仕入被成候方え御立入之衆中ハ，小紋も中形も何も角も職不被致候ては渡世差支可申と存候へは，私共仲ヶ間了簡ニては，右躰之衆中ハ双方共相互ニ行司え相届ケ合，都合何人ハ砂室染屋ニて小紋も致，小紋染屋ニテ砂室職之類も致候様ニ，互ニ行司行司え届ケ合被成候上，右躰之義御赦し職為勤被成候様ニも被成候ハ、可然哉ニ存候，尤店々仕入多キ方ニテ夫々職分丈ヶ細工も御請取被成候方ハ、急度定法御守り被成候ハ、自然と取締り可申存候，右許シ被遣候職中ハ，年々行司方より双方共吟味之上，段々仕事も相増シ，何方ハ銘々職斗被致候様ニ御取締候ハ、差支も有之間敷哉ニ存候，右之段御相談可被成候様ニ申入，帰り候義ニ御座候，然ル処其後小紋紺屋中より右返答ニ被參，被仰聞候趣仲ヶ間中披露相談致候所，何れも不得心ニ御座候，依之双方為取替之一札下書仕差上ケ候間，此通りニ砂室仲ヶ間ニも得心被吳候ハ、御挨拶を以内済仕度由被申來候，右為取替証文義ニ付，行司兩人越後屋善兵衛大文字屋六郎兵衛双方え色々掛け合申候処，漸々得心之上和談ニ相成申候，依て為取替証文之案紙別紙ニ取置并十仲ヶ間えも，双方より已來差支無之為口上書之一札，是又別紙ニ取置箱へ入置申候，右之通り和談内済相調候ニ付，五月十八日東御役所様へ双方連印ニテ済状並為取替証文差上ケ被申候，全く十仲間之挨拶故事済致申候

(8) 砂室上代仲ヶ間紺屋仲ヶ間
差出申口上覚

一此度私共仲ヶ間紺屋仲ヶ間と及争論候処，内済仕候様に日限被為仰付，段々對談仕候得共難相済，依之去ル廿六日其御仲ヶ間中え，何卒御挨拶被成下候様以書付御頼申候処，御承知被成下悉奉存候，併廿九日御日当ニ御座候ては日数無之候ニ付，各様御挨拶之上，双方連印を以日延御願申上候処，当月廿日迄日延被仰付，是以御世話悉奉存候，右日限之内猶又各様御挨拶を以事済候様御頼申入候所，段々双方え御懸合被成下，無故障和談相成候て仲ヶ間一同安心仕，大慶ニ奉存候，依之双方為取替一札差出申候上は，右証文面之通南京染は以來双方ニテ職仕候得共，右下染杯と名付申候て，次小紋御召小紋類紺屋職ニ紳敷事一切仕間敷候，万一千仲ヶ間内右躰之儀仕候もの，小紋紺屋中より見聞被致，商売筋差留被申候共，其節ニ至リ一言之儀申間敷趣，小紋紺屋中え一札差出置候ニ付，猶又其御仲間中えも為後証書付差出申候処如件

砂室上代紺屋
天明乙巳年五月 行事
十仲ヶ間
御行事中

(9) 又小紋紺屋より
差出申口上覚

一此度私共仲ヶ間紺屋上代更紗紺屋仲ヶ間と及争論ニ候処，内済仕候様ニ日限被仰付，段々對談仕候得共難相済，然ル処去ル廿六日其御仲ヶ間中え，紺屋上代紺屋中より御挨拶被成下候様以書付御頼被申候由ニ付，私共仲ヶ間え右之趣被仰聞候処，廿九日御日当ニ御座候てハ日数無之候ニ付，御挨拶之被成方も無之候間，日延相願候様ニ被仰下承知仕候，不存寄御挨拶故連印仕日延御願申上候処，当廿日迄被為仰付，是以御世悉奉存候，右日限之内各様より事済仕候様，双方え段々御懸合被成下候処，此度和談ニ相成仲ヶ間一統安心仕，大慶ニ奉存候，依て双方為取替一札差出候上は，証文面之通南京染は以來双方ニテ職仕候得共，右准シ各物類新染之類紺屋上代紺屋職ニ紳敷事一切仕間敷候，万一千仲ヶ間内右躰之儀仕候者，紺屋上代紺屋中より見聞被致，商売筋差留被申候共，其節ニ至リ一言之儀申間敷趣，此度紺屋紺屋中え一札差出置候ニ付，猶又其仲ヶ間えも為後証書付差出申候処依て如件

天明五乙巳年 紺屋仲ヶ間中
五月 行事惣代名前

十仲ヶ間御行事

越後屋八郎右衛門殿
大文字屋正太郎殿

(10) 十仲間出入小紋紺屋砂室紺屋名前写

	小紋紺屋	砂室紺屋
柏屋孫左衛門様 御出入	楳屋喜兵衛	玉屋六兵衛
		帶屋源兵衛
		菱屋伝兵衛
		楳屋忠兵衛
白木屋彦太郎様 御出入	丸屋長兵衛	木爪屋長兵衛
		上菱屋藤助
大黒屋三郎兵衛様 御出入	小紋紺屋 亀甲屋小兵衛	砂室紺屋 帶屋源兵衛
	笹屋忠七	菱屋喜左衛門
越後屋八郎右衛門様 御出入	小紋紺屋 葛城屋藤兵衛	砂室紺屋 楳屋六左衛門
	十文字屋吉左衛門	大文字屋伊兵衛
	房屋平右衛門	菱屋与兵衛
大丸屋正右衛門様 御出入	小紋紺屋 亀屋平兵衛	砂室紺屋 坂田屋更六
	菱屋太兵衛	松屋喜兵衛
	吉文字屋藤兵衛	井筒屋九郎兵衛
	亀甲屋徳右衛門	鱗形屋武兵衛
蛭子屋八郎左衛門様 御出入	小紋紺屋 山形屋甚助	砂室紺屋 升屋徳兵衛
		亀甲屋弥兵衛
		井筒屋九郎兵衛

(11) 秩父

書上写

一秩父絹類壱疋ニ付，繭代并諸入用何々何程相掛り，織揚日數利潤之趣相調へ，指上候様被仰付，則左ニ奉申上候
一右絹類織出し候村々其所之風儀自然と相分り，元入同様ニても其品々不同故，価之甲乙在之売買仕候，
是ハ土地之季候，水之善惡，婦女之工拙ニより日數

之多少在之，依之委ハ相分リ不申候得共，手織之積りを以奉申上候

一秩父絹類壱疋ニ付，糸引候より織揚候日數凡三十日前後，此利潤金壱歩位右扶持手間代御座候，尤農事多用之日ハ婦女も田畠へ出手伝，或ハ朝夕之炊又ハ嬰兒之養育彼是之片手業，殊ニ工拙も在之候得は大凡之積りを以奉申上候，委細ハ村々へ被仰付候ハヽ，乍恐相分リ可申奉存候

一直段上中下是亦奉申上候 尺巾五丈四尺もの
一下之直段 壱疋ニ付 金式分式朱より

金三分位

一中之直段 壱疋ニ付 金三分四五百文より
金壱両位

一上之直段 壱疋ニ付 金壱両式朱より

金壱両式分式朱位

右之外ニ尺巾五分巾六丈物等も少々ツヽ織出し申候，是は右地合ニ准シ，巾尺長さだけ直段相増売買仕候

右は秩部郡中より織出候品之大凡ニ御座候

此外秩部郡へ隣候村々より，秩部之下物と申伝へ売買仕来候品，壱疋ニ付代金壱歩式朱位より金式分四五百文位

一絹類元直段より江戸呉服問屋仕切之表利潤之義御尋ニ付，左ニ奉申上候

私共義，前々江戸店々より前金ニテ註文之品時々相庭を以相調，風合直段等相分ケ，壱疋ニ付廿四文ツヽ之口錢ニテ仕切相認，飛脚を以差送り申候，駄ちん之義ハ壱メ目ニ付百拾文ツヽニ相定申候，尤川増農事多用之節ハ人馬不足故，少々ツヽ違も在之候

一養蚕之義，豊凶季候之順と風雨之変ニ隨ひ，繭之善惡多少を以価之貴賤自然ニ相分リ申候

一宝曆元より三年迄，天明三卯年より寛政元迄年々之分相調へ，店々へ送り候次第相認指上候様被仰付奉畏候，此義ハ右申上候通，其年其時節差引勘定相済候故，古帳面ハ裏返し市場之帳面ニ相用候，或ハ済紙等ニ捺右荷物之包ニ用候，依之相残り候分相改左ニ奉申上候

寛政元酉年

一絹数（以下空白）

(12) 覚

一輕板屋中より仕種高直ニ付，一割通直上ケ致呉候様に，八月五日ニ書附を以段々頼被申候，然とも此節

米下直、殊ニ不商内之砌ニ候故、直上ヶ儀差留置候得共、再三頼被出候ニ付、在候ハヽ此仲間中前々ト
は違、右取扱之方甚々無數事ニ候故、此儀ニ付山会等致候儀ハ難成候間、家別御頼可然旨度々申遣候得共、左様ニテは直上ヶ不同ニも相成、其上去年より御仲間御一統ニ直上ヶ被成下候儀ニ御座候間、何卒御会談被成下、直上ヶ之儀私共仲間一統ニ被仰下候様ニと數度被相願候ニ付、不得止事九月廿一日於佐野屋ニ、右之品取扱之方七家所行事立合相談之上、此形ヲ以連外押て直上ヶ仕間敷と申儀、輕多屋中より連印之取申候間、是迄之直段ニ四歩通直上ヶ相定申渡候、以上

行事

大文字屋彦三郎

巳九月廿一日

右連印之一札帳箱ニ納置申候

伊豆藏 蝋子屋 亀屋

右三家ハかるた御取扱無之候故、右会談之節除申候

白木屋彦太郎

代善右衛門

大和屋又左衛門

岸部屋藤右衛門

代平三郎

柏屋孫左衛門

代藤介

炭屋長兵衛

代兵助

大黒屋三郎兵衛

代兵助

竹川彦左衛門

代作右衛門

大文字屋彦三郎

代伊兵衛

右之通ニ御座候、以上

〔解説〕

(1) 文化3年7月 十組大行事・惣行事、酒店行事より定飛脚問屋仲間仕法帳配布、飛脚賃値上に関する願書

文化期の菱垣廻船積問屋仲間設定に重要な役割を果たした三橋会所頭取杉本茂十郎（大坂屋茂兵衛）が、十組仲間と関係をもつようになるのは、この文化初年の定飛脚問屋と十組との対立に端を発している。この

対立の経緯については、伊東弥之助「杉本茂十郎の研究」（『三田学会雑誌』第47巻第9・10号）に詳しい。すなわち、天明2年（1782）に認可された江戸定飛脚問屋仲間は、道中での飛脚荷物継送りが円滑に行なわれず、諸藩の会符を借りて荷物を送る者や、仲間内の競争のため飛脚賃の引下げをはかる者が出てことから、仲間の結束を固める必要を感じ、飛脚問屋の一人である大坂屋茂兵衛の主唱によって仲間定法帳と定賃銀表を作成して、道中奉行にその公認と触流しを訴願した結果、享和3年（1803）7月には東海道に限って触流しがなされたのであった。これは諸方に影響の及ぶことであったから、道中奉行はさらに大名・旗本・武家・寺社および町方に差障り尋ねを行なった。町方に対しては、江戸町奉行から町年寄喜多村役所へ回され、町年寄は十組仲間にその意見を求めたのである。十組がわは納得できない諸点をあげて反対したが、町方以外が諒承したため、文化3年（1806）3月には、定飛脚問屋仲間が改定した飛脚賃を記した仕法帳を板行ずりして得意先に配布することが許されたのである。これは飛脚賃値上げをともなうところから、十組仲間は激しく反対して町奉行所に訴え出た。(1)の願書はおそらくこの時のものの写しであろう。なお、大行事は十組古組、惣行事は同仮船組の行事であり、酒店組は享保15年（1730）以降十組から分離していたので行事が連名することになったものと思われる。大丸屋をはじめとする吳服問屋は、通町組・内店組など十組傘下の仲間に加入することによって、十組の一員となっていたのであった。

この文化3年の願書は町奉行所によって却下されたため、十組がわは仲間限りの手飛脚設置を願い出て对抗し、定飛脚仲間の取締に任せられていた大坂屋茂兵衛は八方奔走の結果、いくらかの譲歩をしただけでその主張を通すことに成功し、抗争相手の十組仲間にもその手腕が認められたのであった。

値段の高い商品を扱う吳服問屋は、海難をおそれて陸上輸送を行なうことが多く、飛脚問屋の重要な顧客であり、飛脚賃値上げをめぐって仲間が動くことが多かった。白木屋文書中の「上州用記」によると、関東絹織物の重要な集荷地である藤岡・桐生と江戸・京都との間を結ぶ飛脚賃に関して、江戸吳服問屋仲間と上州の飛脚問屋とはしばしば折衝を繰り返している。文化初年までには、安永2年（1773）、安永5年、寛政4年（1792）、寛政7年と何度も値上げについての交渉があり、その結果、安永2年に1貫目100文だった桐

生一江戸間の荷物駄賃は寛政7年には145文となっている。こうした運賃の値上りは呉服問屋の扱う商品の価格形成に深いかかわりを持つことから、大丸屋としても重要な問題と考え、この願書を仲間記録のなかに収録したものと思われる。

(2)~10 天明5年4月～5月 紗室上代更紗紺屋仲間と小紋紺屋仲間との対立一件文書

この9点の文書は、京都の染色業者である紗室上代更紗紺屋たちが、職分をこえた染物を行なっているとして小紋紺屋仲間から訴えられ、両紺屋仲間の対立をみたことから、染色職人と関係の深い呉服問屋仲間が調停に立ち、それぞれの染物種類の範囲を定めた取極めを申し合わせて内済に至った経緯を示すものである。

近世中葉まで高級織物の生産地として独占的な地位を誇っていた京都には、織物業者だけでなく、練染張その他各種の織物仕上加工に従事する手工業者が集中しており、染色業者も早くから分化していた。元禄3年(1690)刊の『人倫訓蒙図彙』には、京都の染色業者に関するつぎのような記述がある。

〔紺屋〕 紋付品々色模様を染る、当世茶屋染有、
大夫染、吉長染等は別家にあり、これを染物やと
いう、又昔原染、うこんぞめ是をなす

〔沙室師〕 紗羅紗、沙室、霜降等これ別家也
〔紅師〕 紅粉屋にこれをそむる

〔茶染師〕 一切色々の茶、吉岡、檍榔子染等これを
なす、室町一条の北に茶染師の名家あり、其外西
洞院四条坊門より南にあり

〔紫師〕 此紫染一種これをなす、中にも上京石川屋
其名高し、茜は山科名物也、又江戸紫の家油小路
四条の下にあり

これによって、元禄期にはすでに紺屋、沙(紗)室師、紅師、茶染師、紫師などが存在していたことがわかり、ここで問題となっている更紗類を染める手工業者たちは、元禄期には紗室師とよばれていたようである。インドを始めとする東南アジア諸地域で生産された更紗は、室町時代の末ごろから南蛮船によって輸入され、シャム(タイ)からも輸入されたことから「紗室」ともよばれたという。これら輸入品に刺激され、日本でも模作品が作られるようになり、京都でもこれを業とするものが現われたのである。もっとも、(2), (3)の口上書によると、宝暦6年(1756)に小紋紺屋たちからの抗議によって中形という名目を止め、紗室上代染紺屋と称し、さらに安永2年(1773)に紗室上代

更紗紺屋と改めたといでの、宝暦期ごろまでは互いの領域はそれほど明確ではなく、職分をめぐっての争いもみられなかったらしい。しかし、宝暦期に入ると、「近來ハ大坂表上州尾州辺ニても染物小紋等迄致習、其所ニ勝手ニ相成候様承知仕候」(三井文庫所蔵文書)と京都以外でもだんだん各種染物が行なわれるようになり、また京都内部でも「安永4年4月、糸綴西陣織物茶染職は、近來染草が高値の上に商売人方で茶染屋職するものあり、困窮す」(松本四郎「商品流通の発展と流通機構の再編成」『日本經濟史大系』4)と、営業範囲をめぐっての独占の主張を仲間組織を背景に行なわねばならない事態が起こってきていたのである。

両紺屋仲間の対立は、その意味で宝暦～天明期にみられた仲間組織の強化・再編成の動きの一環とみなしうるのであるが、ではこの両者の調停者として呉服問屋仲間が登場してくるのはなにゆえであろうか。それは、呉服問屋がたんに完成品としての織物を仕入れて売捌くことよりも、むしろ半成品ともいえる諸国織物を京都に登せ、多数の職人群にその仕上加工を請負わせ、付加価値を高めた商品の販売によって大きな利潤を得ることにつとめていたという染呉服卸問屋としての性格のゆえであった。この一件の起きた前年の天明4年に、三井越後屋では「諸役所諸役人御合力調書」(三井文庫所蔵文書)という書類を作つて出入職人の三井との関係や困窮の度合を調べているが、ここには211軒もの出入職人が記されており、紺屋だけでも紺屋23軒、藍染屋12軒、茶染屋9軒、紅屋10軒、黒屋8軒、紫屋2軒と64軒があげられている。(10)の史料にみられる小紋・紗室紺屋31軒のうち、この調書には9軒の名がみられるので、これだけを抜き出して以下に示してみよう。

職人名前	天明4年までの出入年数	家内人数	越後屋との関係	暮らし向
葛城屋藤兵衛	年 13	人 12	店細工重致	身上大体
十文字屋 吉左衛門	41	13	店細工少々致	"
房屋平右衛門	7	14	"	"
槌屋六左衛門	78	29	店細工斗	"
大文字屋伊兵衛	2	11	店細工少々致	"
菱屋与兵衛	10	12,3	"	"
槌屋喜兵衛	29	14	店細工重致	身上宜敷
亀甲屋小兵衛	3	16	"	"
亀甲屋弥兵衛	10	12,3	店細工少々致	身上大体

ここにあげた9人は、暮らし向きも中以上であり、家内人数もいずれも10人以上あって、小紋・紗室紺屋といったかなり技術を要する職人層はそれなりの基盤を持っていたように思われる。ただし出入年数は長短ばらばらで、移動がかなりあったのではないかと推測される。「店細工重致」とされている槌屋喜兵衛が(10)の史料では柏屋の出入、亀甲屋小兵衛が大黒屋三郎兵衛の出入とされていることから、特定の呉服問屋の仕事ばかり年々行なっていたともいい難いようである。しかし、呉服問屋の軒数は限られている上に、強固な仲間組織があり、紺屋は仕事の供給者である呉服問屋に個別的にも、また仲間としても多分に隸属性的な関係にあった。越後屋に出入職人が差し出した請負証文には、店の仕事を大切にすること、細工について仲間申合せなどを行なわないこと、工賃などについて願うことがあれば個々に交渉すること、そのさいにも細工はけっして滞らせないことなどが記されており、対等な契約関係にはほど遠いものであった。しかし、細工や工賃についての仲間申合せよりも、問屋と出入職人の個々の約定を優先するという請負証文をとっても、訴訟によって営業範囲が確定されてしまえば、公権力を背景に呉服問屋にとって不利なことでも受け入れなければならなくなる。両紺屋仲間の抗争に呉服問屋仲間が調停につとめた背景にはこうした問屋がわの思惑があったのである。

(11) (寛政2年) 寛政改革時における秩父絹値段についての書上写

寛政2年(1790)2月、老中松平定信を首班とする幕閣は、寛政改革の一環として物価引下下令を公布した。これは、天明3年(1783)の凶作以来米価および諸商品価格の騰貴がみられ、その後豊作によって米価が下落したにもかかわらず、諸商品価格の低下がみられないとして、米価相当の諸物価引下げをはかったものである。年貢米の換金化を主要な収入源とする武士経済にとって、米価安、諸物価高という現象は深刻な影響をもたらすことになり、幕府として解決を迫られたからにはかならなかつた。

江戸においては引下令の実施がもっとも早く実行化に移された。その経緯については中井信彦『転換期幕

藩制の研究』、北島正元編著『江戸商業と伊勢店』、紺野浦二『大伝馬町附仕入帳』などを参照されたい。江戸・大坂では、諸問屋は扱い商品の買値段・売値段を、宝暦元年より3年までと、天明3年より寛政2年当時までそれぞれ書上げを命ぜられ、同時にその商品の仕入先・数量や積問屋、販売先などが尋ねられた。そしてさらに、都市問屋が書き上げた各生産地の商人ないしその仲間に對しても、その商品の価格形成に關係のある諸事項について書き上げることが命ぜられたのであって、流通の各段階ごとに値段を調査し、それにもとづいて具体的な値下げを諸商人に強要することを幕府ははかったのである。(11)の文書は、関東絹の重要な集荷地である秩父からの書上の写しであり、秩父絹の生産状況、値段、江戸呉服問屋へ渡す時の口銭、駄賃などが記されている。おそらくこの書上は、秩父大宮の買次仲間から提出されたものであり、江戸呉服問屋の買宿に指定されていたこれら商人たちは、呉服問屋と連絡をとりつつ書上を作成したものと考えられる。なお、この書上写では絹数に関する記述のところが空白となっているが、天明初期ごろの史料によると、上州・武州の絹市取引量でもっとも多いのが藤岡の5万疋であり、第2位は高崎・秩父大宮の3万疋で、秩父は武州では第1位の取引数量を誇っていたのであった。各種絹織物を生産するようになっていた桐生からは寛政2年4月に、藤岡からは5月にそれぞれ書上が出されているので、秩父からもだいたいこの頃に提出が命ぜられたとみてよかろう。

(12) 巳9月 かるた仕入値段値上げにつき申合覚

呉服問屋は同時に京都産の小間物諸色を扱うものが多く、輕板(かるた)もその中の一品目であり、「十組問屋史料」(8)で紹介したように、安永4年(1775)には博奕に使うかるたを扱ったことは不届であるとして、三拾軒組=通町組・内店組所属の問屋が罰せられた事件が江戸で起こっている。呉服十仲間11軒中8軒がこの覚によれば多かれ少なかれかるたを扱っていたと考えられ、そのためかるた屋仲間もその値上げについて、呉服問屋仲間と交渉することが実現の早道と考えたのであろう。

(未完)